

必需物資の確保対策・災害時支援協定について

1. 備蓄の基本的事項

市は、災害時に備え、食料、飲料水などを備蓄しています。しかし、大規模災害時には物資の調達が平時のように実施できないという認識にたって、不足する必要な食料、飲料水、生活必需品の確保・供給に努めます。さらに他市町村との相互応援協定や、防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との支援協定により、協力体制を整備します。令和4年度からは、毎年度当初に協定締結先団体様と市の防災担当者情報を共有することとしました。

各家庭においては、自助の考え方のもと、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品などの備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、乾電池など）の準備及び各個人にとって重要なもの（常備薬、コンタクトレンズなど）をまとめておくことを啓発します。

2. 直近に締結した災害時応援協定

締結内容	締結先
令和5年度	
応急生活物資の調達及び供給 市内店舗駐車場を一時的な避難場所等として使用する	株式会社バローホールディングス
災害時の無人航空機（ドローン）を活用した支援協力	株式会社ROBOZ



株式会社バローホールディングスとの協定締結式



株式会社ROBOZとの協定締結式